

## 南魚沼市男女共同参画推進市民会議会則

平成24年6月17日改正

(名称)

第1条 本会は南魚沼市男女共同参画推進市民会議と称し、南魚沼市の男女共同参画を推進する団体であり、事務局は南魚沼市企画政策課に置く。

(目的)

第2条 本会は、個人・団体・グループの活動を尊重しながら連絡協議することにより、南魚沼市の男女共同参画について広く市民に知らせ、真の男女共同参画社会づくりをめざす。

2 会員は本会の趣旨に賛同する個人・各団体・グループをもって構成する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) 個人・団体・グループの交流会、合同研修会、研究大会の開催

(2) 情報、資料の収集と市民全体への提供

(3) 南魚沼市庁内会議との連携

(4) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 企画運営委員 20名以内

(4) 庶務 1名

(5) 会計 1名

(6) 監事 2名

2 前項の役員は会員の互選をもって、これに充て総会において承認を得る。

(役員職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 企画運営委員は本会の企画運営を行う。

4 庶務は、本会の事務全般を司る。

5 会計は、本会の会計事務を処理する。

6 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

尚、任期中で役員を辞することとなった場合、新たに選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び企画運営委員会とし、会長が招集する。

2 企画運営委員会は監事をのぞく役員で構成される。

(総会)

第8条 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会の審議)

第9条 総会は本会の最高議決機関であつて、次の事項を審議し議決または承認する。

2 事業計画、事業報告に関する事項

3 予算、決算に関する事項

4 役員を選任に関する事項

5 会則等の改正に関する事項

6 その他本会の目的達成に必要な事項

(総会の議決)

第10条 総会の議事は出席者の過半数の同意を得て議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第11条 本会の会計は年会費、補助金その他をもつて充てる。

2 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は企画運営委員会で定め、総会にて承認を得る。

附 則

この会則は、平成18年6月3日から施行する。

附 則 (平成19年5月13日)

この会則は、平成19年5月13日から施行する。

附 則 (平成24年6月17日)

この会則は、平成24年6月17日から施行する。